

# 製造業における特定技能外国人材受入れに関する FAQ

令和4年9月1日（木）時点版

1. 受入れ人数等.....	3
(1) 受入れ人数上限.....	3
(2) 受入れ状況、受入れ順番.....	3
2. 業種（分野）・職種（業務区分）の該当性.....	3
(1) 該当性判断の方法.....	3
(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①.....	4
(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②.....	4
(4) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業者）.....	4
(5) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）.....	5
(6) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）.....	5
(7) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シートフレームの製造）.....	5
(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（修理業における塗装、溶接等）.....	5
(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（建設業における溶接）.....	5
(10) 該当性判断の個別相談ケース⑦（板金加工の精密製品製造業の該当業種）.....	5
(11) 該当性判断の個別相談ケース⑧（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）.....	6
(12) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）.....	6
(13) 該当性判断の個別相談ケース⑩（階段・手摺り製造業の該当業種）.....	6
(14) 該当性判断の個別相談ケース⑪（ダクト製造業の該当業種）.....	7
(15) 該当性判断の個別相談ケース⑫（眼鏡フレーム製造業の該当業種）.....	7
(16) 該当性判断の個別相談ケース⑬（調理用器具製造業の該当業種）.....	7
(17) 該当性判断の個別相談ケース⑭（洋食器製造業の該当業種）.....	7
(18) 該当性判断の個別相談ケース⑮（金属製家具製造業の該当業種）.....	8
(19) 該当性判断の個別相談ケース⑯（積荷用の治具製造業の該当業種）.....	8
(20) 該当性判断の個別相談ケース⑰（鋳鋼製造業における対象職種）.....	8
(21) 該当性判断の個別相談ケース⑱（鋳物の賃加工）.....	9
(22) 該当性判断の個別相談ケース⑲（第2次製錬・精製業の該当業種）.....	9
(23) 該当性判断の個別相談ケース⑳（コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種）.....	9
(24) 該当性判断の個別相談ケース㉑（金属熱処理業の該当性（塗装における乾燥工程））.....	9
(25) 該当性判断の個別相談ケース㉒（熱処理工程の内製）.....	10
(26) 該当性判断の個別相談ケース㉓（プラスチック製品製造業）.....	10
3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ.....	11
(1) 技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係.....	11
(2) 技能実習の作業と特定技能の関係.....	11

(3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件.....	11
(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い.....	11
(5) 2 年 10 か月未満での技能実習修了者の扱い.....	12
(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応.....	12
(7) 一時帰国の必要有無.....	12
(8) 技能実習中の移行可否.....	12
(9) 技能実習修了職種以外への従事.....	12
<b>4. 業務範囲について.....</b>	<b>13</b>
(1) 作業内容.....	13
(2) 複数の製造ライン時の対応.....	13
(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①.....	13
(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②.....	13
(5) 異動の可否.....	14
<b>5. 請負契約について.....</b>	<b>14</b>
(1) 請負契約での受入れ.....	14
<b>6. 製造分野特定技能 1 号評価試験について.....</b>	<b>14</b>
(1) 試験日程.....	14
(2) 受験資格.....	14
(3) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野以外の技能実習修了者の扱い.....	15
<b>7. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会.....</b>	<b>15</b>
(1) 入会について（必要有無、入会時期）.....	15
(2) 入会手続きの開始から登録までの期間.....	15
(3) 受入れ協議・連絡会入会の単位.....	15
(4) 入会済みの事業所における追加登録.....	16
(5) 受入れ協議・連絡会入会にあたっての事前登録等.....	16
(6) 受入れ協議・連絡会の入会費.....	16
(7) 受入れ協議・連絡会の開催・出席.....	16
(8) 「製造品出荷額等が発生している」ことを証明する書類の作成.....	17
(9) 構成員証の発行について.....	17
(10) 住所未定の新工場の入会.....	17
(11) 同一企業内の別事業所への出荷等の場合.....	17
(12) 証明書類の機密保持について①.....	18
(13) 証明書類の機密保持について②.....	18
<b>8. 特定活動について.....</b>	<b>18</b>
(1) 在留資格の変更.....	18

## 1. 受入れ人数等

---

### (1) 受入れ人数上限

(質問 1-1) 1号特定技能外国人を受け入れる際、人数制限はありますか。

(回答 1-1) 受入れ機関ごとの受入れ人数に制限はありませんが、受入れ機関としての義務（1号特定技能外国人支援計画）を果たす上で支障がないことが前提となります。

### (2) 受入れ状況、受入れ順番

(質問 1-2) 制度開始から5年間の受入れ見込み人数に対する、現在の特定技能外国人数の受入れ状況を教えてください。また、受入れの順番は、申請が認められた順ということですか。

(回答 1-2) 特定技能外国人の受入れ状況は、定期的に最新の特定産業分野別の特定技能外国人数が出入国在留管理庁のホームページにて公表されています（分野別の国籍・地域別、都道府県別、試験ルート・技能実習ルート別などの詳細版については3か月ごとに更新しています。）。また、受入れは申請が認められた順となります。

【制度説明資料「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（毎月更新）」

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

【特定技能在留外国人数の公表（3か月ごとに更新）」

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

## 2. 業種（分野）・職種（業務区分）の該当性

---

### (1) 該当性判断の方法

(質問 2-1) 受入れ可能な事業所であるかがわかりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野については、日本標準産業分類に基づき該当性を確認していただく必要があります。

まず、「日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類E製造業（総務省）の一覧」及び、「説明及び内容例示」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000290724.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)

から、受入れを希望する事業所で直近1年間に「製造品出荷額等」が発生している業種を確認してください（該当性の確認は事業所毎に行いますので、事業所単位でご確認いただく必要がございます。）。

次に、経済産業省のホームページ「特定技能外国人材制度（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野）」に掲載されている「最新の経済産業省説明資料」P4の『素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類』をご覧ください。最初に判断された業種が該当しているかご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

## (2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①

(質問 2-2) 当社の主たる事業は、日本標準産業分類をもとにすると素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当しませんが、事業の一部で、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野で受入れが認められる事業区分を扱っており、その売上があります。この場合、受入れが可能な特定産業分野に該当しますか。

(回答 2-2) 主たる事業でなくても、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した製造品の出荷額が発生している場合は、特定産業分野に該当する、と判断できます。ただし、特定技能外国人を受け入れられるのは、受入れ可能な産業分類に該当する製品の製造工程のみとなりますのでご注意ください。

## (3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②

(質問 2-3) 当社は塗装業です。機械部品の塗装を行っており加工賃収入があります。業務区分「塗装」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-3) 塗装業は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の対象には含まれていません。他方、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する事業を営んでいる（製造品の出荷額が発生している）中で、当該事業に係る製品を製造工程において「塗装」工程が含まれる場合には、当該工程において特定技能外国人材の受け入れが可能です（\*日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業は受入対象分類に該当しません）。

## (4) 業務区分の統合について

(質問 ) 令和4年8月の改正により、業務区分が統合されますが、これにより特定技能外国人を受け入れられる事業所の範囲は広がりますか。

(回答) 特定技能外国人が従事できる業務区分はこれまでの19区分から3区分へと統合されましたが、特定技能外国人を受け入れられる事業所の範囲（制度を活用できる事業所の該当要件）に変更はありません。

## (5) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業者）

(質問 2-4) 当社はめっき業です。機械部品のめっきを行っており加工賃収入があります。業務区分「めっき」で受け入れることは可能ですか。また、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野のうち、どのような事業者が受入れ対象となりますか。

(回答 2-4) めっき業は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の対象には含まれていません。他方、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する事業を営んでいる（製造品の出荷額が発生している）中で、当該事業に係る製品を製造工程において「めっき」工程が含まれる場合には、当該工程において特定技能外国人材の受け入れが可能です（\*日本標準産業分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）及び2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）等は受入対象分類に該当しません）。業務区分「めっき」は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の対象となります。

**(6) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）**

**(質問 2-5) 当社は自動車関係のプレス製品を製造した後、溶接加工により、組み立てを行っています。**

**日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-5) 該当しません。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）における「プレス製品」及び「金属プレス製品」とは、金型を用いたプレス機にて、金属板を打ち抜き・加工した打ち放しの「自動車部品」や「機械部品」などの製品を指します。プレス製品を溶接加工により組み立てた製品は含まれません。例えば、プレス製品を溶接加工により組み合わせて自動車関係の製品を製造している場合、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

**(7) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）**

**(質問 2-6) 当社は自動車車体部品のプレスを行っています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-6) 自動車車体部品（ドアパネル、ボンネット等）であっても、スタンプ加工（プレス加工-機械仕上げをしないもの）は 245 金属素形材製品製造業（2451・2452）に該当しますが、スタンプ加工品（プレス加工品）が組み合わさった自動車車体部分品は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

**(8) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シートフレームの製造）**

**(質問 2-7) 当社はプレス加工した製品を、溶接や機械加工等を施し、自動車用のシートフレームを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-7) 該当しません。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）は自動車等の機械部品は打ち放しのプレス製品を対象としているため、溶接や機械加工等を施した製品の製造業は該当しません。シートフレームの製造業は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

**(9) 該当性判断の個別相談ケース⑤（修理業における塗装、溶接等）**

**(質問 2-8) 当社は中古の機械類を仕入れて、修理及び塗装を行っています。業務区分「塗装」、「溶接」、「機械加工」等で受入れ可能ですか。**

(回答 2-8) 修理のための塗装や溶接、機械加工等での売上は修理料収入となり、修理業であるため対象外となります。

**(10) 該当性判断の個別相談ケース⑥（建設業における溶接）**

**(質問 2-9) 当社は建設関連の会社です。現場での溶接作業で 1 号特定技能外国人の採用は可能ですか。**

(回答 2-9) 建設・建築（工事・据付）の代金は建設業収入に該当するため採用することはできません。

**(11) 該当性判断の個別相談ケース⑦（板金加工の精密製品製造業の該当業種）**

**(質問 2-10) 板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工す**

る精密な製品を製造する事業は、特定技能外国人材制度の運用上、どのような産業分類に当てはまるでしょうか。

(回答 2-10) 2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）に当てはまる可能性があります。なお、建設用・建築用の金属製品製造業などの用途に特化した製造業の場合、これに当てはまらない場合もあるため留意が必要です。

#### (12) 該当性判断の個別相談ケース⑧（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）

(質問 2-11) プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建設用の金属製品を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-11) 該当しません。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）は、自動車車体や機械部分品を製造する事業を指します。建築用や建築用の金属製品の製造業は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）や 2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）に分類されます。

#### (13) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）

(質問 2-12) プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建具用の金具類を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-12) 該当しません。建築用・建具用の金具類の製造は、2429 その他の金物類製造業に分類されます。

(参考) 2429 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。主な製品は、扇錠、組かぎ、戸車及びその他の建築用・建具用金具類、架線金物、自動車及びその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トラ ンク、スーツケース、袋物などの金具類、南京錠などである。ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類 248 [2481] に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類 247 [2471] に、機械刃物を製造する事業所は細分類 2422 に分類される。

#### (14) 該当性判断の個別相談ケース⑩（階段・手摺り製造業の該当業種）

(質問 2-13) 板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工により工場内の階段や手摺を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-13) 該当しません。階段の製造は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）に分類されます。

(参考) 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）

主として鉄骨以外の建設用の金属製品を製造する事業所をいう。主な製品は、鉄塔、鋼橋、貯蔵槽、金属柵、金属門、金属格子、鋼板 煙突、**階段**などである。

**(15) 該当性判断の個別相談ケース⑪ (ダクト製造業の該当業種)**

(質問 2-14) 板金設備 (プレスブレーキやタレットパンチプレス等) を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工によりダクトを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業や 2431 配管工事用附属品製造業 (バルブ, コックを除く) に該当しますか。

(回答 2-14) 該当しません。ダクトの製造は、2446 製缶板金業に分類されます。

**(16) 該当性判断の個別相談ケース⑫ (眼鏡フレーム製造業の該当業種)**

(質問 2-15) プレス機 (板金設備を含む) を用いて眼鏡のフレームを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-15) 該当しません。眼鏡のフレームの製造は、3297 眼鏡製造業 (枠を含む) に分類されます。

(参考) 3297 眼鏡製造業 (枠を含む)

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。個人の注文により眼鏡を調製する事業所は大分類 I - 卸売業, 小売業 [6082] に分類される。

○眼鏡レンズ製造業 (個人の注文によるものを除く); 眼鏡枠製造業; 眼鏡製造業; サングラス製造業  
×眼鏡店 (個人の注文により調製するもの) [6082]

**(17) 該当性判断の個別相談ケース⑬ (調理用器具製造業の該当業種)**

(質問 2-16) プレス機 (板金設備を含む) を用いて鍋やフライパンを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-16) 該当します。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業及び 2452 金属プレス製品製造業 (アルミニウム・同合金を除く) では「調理用器具」と記載されており、プレス加工された鍋、フライパン、やかん、ボウル、ざるなどの製造業が該当します。なお、類似の製品であっても、製造方法がプレス加工ではない場合、対象となる分類が異なるため、留意が必要です。例えば、ざるの場合、金属線から製造する場合は 2479 その他の金属線製品製造業に分類されます。

(参考) 2479 その他の金属線製品製造業

主として他から受け入れた線 (鉄, 非鉄) から、又はその線を引いて、金網, 蛇かご, ワイヤロープ, 有刺鉄線, 溶接棒などを製造する事業所をいう。主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は中分類 22 [2238] 又は中分類 23 [2331] に分類される。

○ざる製造業 (受け入れた線によるもの); ワイヤチェーン製造業 (受け入れた線によるもの); ビニル被覆鉄線製造業; 溶接棒製造業; 金網製造業 (線材から一貫作業によらないもの); ワイヤロープ製造業 (線材から一貫作業によらないもの)

×木ねじ製造業 [2481]; P C 鋼より線製造業 (線材から一貫作業によるもの) [2238]; 金網製造業 (線材から一貫作業によるもの) [2238]; ワイヤロープ製造業 (線材から一貫作業によるもの) [2238]

**(18) 該当性判断の個別相談ケース⑭ (洋食器製造業の該当業種)**

(質問 2-17) プレス機 (板金設備を含む) を用いて洋食器を製造しています。日本標準産業分類 245 金

**属素形材製品製造業に該当しますか。**

(回答 2-17) 該当しません。洋食器の製造は、2421 洋食器製造業に分類されます。

(参考) 2421 洋食器製造業

主として食卓用刃物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。

○食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業；盆製造業

×洋食器製造業（貴金属製品）[3219]

**(19) 該当性判断の個別相談ケース⑮（金属製家具製造業の該当業種）**

(質問 2-18) プレス機（板金設備を含む）を用いて家具の部品を製造し、溶接等により組み合わせることで金属製の家具を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-18) 該当しません。金属製の家具の製造は、1312 金属製家具製造業に分類されます。なお、プレス加工により家具の部品を製造している場合、245 金属素形材製品製造業に分類される可能性があります。

(参考) 1312 金属製家具製造業

主として金属製家具を製造する事業所をいう。主な製品は、机、テーブル、いす、ファイリングキャビネット、カードキャビネット、保管庫、書庫、戸棚などである。

○金属製家具製造業；キャビネット製造業（金属製のもの）；ロッカー製造業（金属製のもの）；いす製造業（金属製のもの）；ベッド製造業（金属製のもの）；テーブル製造業（金属製のもの）；保管庫・戸棚類製造業（金属製のもの、ノックダウン方式を含む）

×金庫・金庫室製造業 [2491]；プラスチック製家具製造業 [1399]；組スプリング製造業 [1313]

**(20) 該当性判断の個別相談ケース⑯（積荷用の治具製造業の該当業種）**

(質問 2-19) 棒鋼を鍛造加工後に溶接を行い、積荷用の治具を製造しています。日本標準産業分類 2254 鍛工品製造業に該当しますか。

(回答 2-19) 該当しません。2254 鍛工品製造業における「鍛工品」とは、熱した棒鋼等の金属材料に対して、ハンマやプレス機等により圧力を加え、金型の製品形状に成形した鍛造製品そのものを指します。鍛造加工後に溶接を施す製品を製造する事業は 2254 鍛工品製造業に該当しません。

**(21) 該当性判断の個別相談ケース⑰（鋳鋼製造業における対象職種）**

(質問 2-20) 2253 鋳鋼製造業に該当する事業所です。素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の業務区分に鋳造や鍛造はありますが、鋳鋼がありません。特定技能外国人制度の活用はできないのですか？

(回答 2-20) 2253 鋳鋼製造業に該当している事業所であれば、鋳鋼製品の製造工程に存在する「機械加工」や「溶接」を含む機械金属加工区分での受入れが想定されます。



例えば、「機械加工」の職種により技能実習2号を修了した外国人材がいれば、所定の手続後、  
鋳鋼品製造工程における機械加工作業に従事することができますのでご検討下さい。

## **(22) 該当性判断の個別相談ケース⑱ (鋳物の賃加工)**

**(質問 2-21) 当社は、鋳物を他社から受け入れて、機械加工の二次加工やバリ取り、塗装等の賃加工の事業を行っています。これらの事業は、2251 銑鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業に該当しますか？**

(回答 2-21) 該当しません。2251 銑鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業は、鋳物そのものを製造する事業（銑鉄を溶融し、それを鋳型に流し込み、鋳物を製造する事業）を指します。他社から鋳物そのものを製造する行為を依頼され、鋳物の製造代金を加工賃として受ける賃加工の事業は含まれますが、鋳物の機械加工やバリ取り、塗装を行う行為は、鋳物そのものを製造するものではないことから、これらの産業分類には該当しません。

## **(23) 該当性判断の個別相談ケース⑲ (第2次製錬・精製の該当業種)**

**(質問 2-22) 当社は、鉛のくず等を処理し、鑄造工程により材料（インゴット）を製造しています。2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）に該当しますか？**

(回答 2-22) 該当しません。鉛を再生する作業を行う事業は 2321 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）に分類されます。インゴットのように金属材料として用いられる製品は鋳物製品に該当しません。

## **(24) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種)**

**(質問 2-23) 板金加工等によりコンクリート流込み用の型枠を製造しています。日本標準産業分類 2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業に該当しますか。**

(回答 2-23) 該当しません。コンクリート流込み用の型枠の製造は、2446 製缶板金業に分類されます。2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業は、非金属材料の塑性加工（材料に型を押し当てるなどして力を加えて変形させる加工方法）に使用される金属製の型（プレス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業を指します。

## **(25) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (金属熱処理業の該当性 (塗装における乾燥工程))**

**(質問 2-24) 当社は、塗装業を行っています。塗装工程において、温室等により乾燥を行う工程がありますが、本工程は 2465 金属熱処理業に該当しますか？**

(回答 2-24) 該当しません。2465 金属熱処理業は、工業炉等を用いて、金属製品の形状を変えることなく、金属の性質（組織）そのものに変化を加えるもので、一般熱処理（焼入れや焼きなまし等）や表面熱処理（高周波焼き入れや浸炭焼き入れ等）を行う事業を指します。単に、表面の塗装を乾燥させる工程は 2465 金属熱処理業には該当しません。塗装業の場合、2461 金属製品塗装業等となりますが、当該業種は素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における受入れ対象業種ではありません。

**(26) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (熱処理工程の内製)**

(質問 2-25) 当社は、切削加工により機械部品の製造を行っています。機械部品の製造工程においては、切削加工後の機械部品に対して熱処理加工を行うことにより付加価値を付けています。この場合、熱処理加工部分は、2465 金属熱処理業に該当しますか？

(回答 2-25) 該当しません。2465 金属熱処理業は、「他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼なましなどの熱処理を行う事業所」とされているとおり、他社から受け入れた製品に対し、熱処理を行う事業を指します。内製化の場合、熱処理を行う対象は、自社で製造した機械部品について、付加価値を付けるために当該製品の製造工程の一つとして熱処理加工を行っているものであるため、2465 金属熱処理業には該当しません。

**(27) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (プラスチック製品製造業)**

(質問 2-26) 当社は、当社はプラスチック製品製造業です。各種プラスチック製品を製造しております。「プラスチック成形」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-26) 日本標準産業分類〔中分類 18 プラスチック製品製造業〕に該当する製造品を製造している場合は受け入れることはできません。素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した製品を製造している事業所でのみ受け入れることが可能となり、当該製品の製造工程の中で「プラスチック成形」工程が含まれる場合には特定技能外国人材の受入れが可能です。

【例：中分類 25/2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）には、歯車製造業（プラスチック製を含む）が含まれる。】（\*日本標準産業分類〔中分類 18 プラスチック製品製造業〕は受入対象分類に該当しません）。

### 3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ

#### (1) 技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係

(質問 3-1) 技能実習 2 号を修了した職種からの移行が認められた業務区分で特定技能 1 号を取得した場合、他の業務区分の作業を行うことは可能ですか。

(回答 3-1) 在留資格を得た業務区分に含まれる作業であれば認められます。ただし、当該区分に含まれない作業への従事を希望する場合は、希望する作業を含む製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格することが必要です。

(参考：業務区分と作業内容)

- ・機械金属加工（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装）
- ・電気電子機器組立て（機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装）
- ・金属表面処理（めっき、アルミニウム陽極酸化処理）

#### (2) 技能実習の作業と特定技能の関係

(質問 3-2) 技能実習では【職種：プラスチック成形】のブロー成形作業を行っていました。特定技能 1 号では、技能実習 2 号の他の作業（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形）も行うことは可能ですか。

(回答 3-2) 可能です。プラスチック成形の業務区分は、指導者の指示を理解し、又は、自らの判断によりプラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業を対象としています。

なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、ご注意願います。

#### (3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件

(質問 3-3) どのような要件を満たせば「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

(回答 3-3) 以下の 2 つの要件を満たす必要があります。1) 技能実習 2 年 10 か月以上の修了、かつ、2-1) 技能検定 3 級若しくは相当する技能実習評価試験の実技試験への合格、又、2-2) 「評価調書」に基づき、技能実習 2 号を良好に修了したと認められること、のいずれかの要件を満たす必要があります。

ただし、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合、かつ、過去 1 年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む）を受けていない場合は 2-1) に係る合格証書及び 2-2) に係る「評価調書」の提出を省略できます。詳細については最寄りの出入国在留管理局へお問い合わせください。

#### (4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い

(質問 3-4) 旧「研修・技能実習制度」の下で、2000 年代前半に当社で 3 年間の技能実習を修了した、元

**技能実習生を採用したい場合、「技能実習ルート」での受入れは可能ですか。**

(回答 3-4) 「技能実習 2 号を修了した者」には、研修・技能実習制度（1993 年～2010 年）下の「特定活動」の技能実習生も含まれます。

**(5) 2 年 10 か月未満での技能実習修了者の扱い**

(質問 3-5) 技能実習 2 号として在留時、技能検定 3 級を取得し、3 年を待たず 2 年 6 か月で帰国した元技能実習生を特定技能 1 号に移行する場合、「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

(回答 3-5) 技能実習を 2 年 10 か月以上修了することが必須要件になっています。そのため、日本語試験及び特定技能 1 号評価試験免除には該当せず、特定技能外国人として受け入れるには、日本語試験、特定技能 1 号評価試験のどちらも合格が必要です。

**(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応**

(質問 3-6) 他社で技能実習を行った技能実習修了者の受入れを希望していますが、元実習実施先から協力が得られず、実習中の出勤状況や生活態度等を記載した評価調書が作成できません。

(回答 3-6) 以下の 2 点を提出することで、地方出入国在留管理局から、技能実習 2 号を良好に修了したか否か総合的に評価することも可能です。

- 1) 「評価調書」を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）。
  - 2) 「評価調書」に代わる文書（例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式））。
- 詳細については最寄りの地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

**(7) 一時帰国の必要有無**

(質問 3-7) 技能実習 2 号から特定技能 1 号へ移行する際、一時帰国しなければならないのですか。

(回答 3-7) 技能実習 2 号を終了した外国人が特定技能 1 号へ移行する際、一時帰国することは法令上の要件とはなっていません。

**(8) 技能実習中の移行可否**

(質問 3-8) 現在、技能実習 3 号の実習中です。特定技能 1 号への移行は可能ですか。

(回答 3-8) 技能実習中の移行はできません。技能実習 3 号を修了してから可能となります。

**(9) 技能実習修了職種以外への従事**

(質問 3-9) 技能実習 2 号を修了後、特定技能 1 号を取得し就労している特定技能外国人が、他の業務区分の技能試験を受験して合格した場合、両方の業務に携わることは可能ですか。

(回答 3-9) 製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格した業務区分にも従事することが可能です。なお、令和 4 年 8 月の制度改正により、1 つの業務区分で従事できる作業の幅が広がりました。

## 4. 業務範囲について

---

### (1) 作業内容

(質問 4-1) 特定技能外国人が従事する作業内容について教えてください。

(回答 4-1) 特定技能外国人の受入れに関する運用要領<別紙 6>に、業務区別に記載しています。

例：金属プレス加工

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf>

また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ①原材料・部品の調達・搬送作業、②前後工程作業、③クレーン・フォークリフト等運転作業、④清掃・保守管理作業

### (2) 複数の製造ライン時の対応

(質問 4-2) 製造ラインで、受入れ対象の産業分類に該当するものと該当しないものを製造しています。

受入れ対象の産業分類で特定技能外国人を受け入れた場合、受入れ対象の産業分類に該当しない製造品の製造作業に携わることは可能ですか。

(回答 4-2) 同じ事業所／製造ライン内であっても、受入れ対象の産業分類に該当しない業務に従事することはできません。

### (3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①

(質問 4-3) 自動車部品と生産用機械部品の製造ラインがあり、日本人は交代で双方のラインでの作業に従事しています。同じ職場の日本人と同様、交代で作業することは可能ですか。

(回答 4-3) 1号特定技能外国人が従事できるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製造品のラインのみとなるため、生産用機械部品の製造ラインでしか働くことができません  
(自動車部品は中分類 31 輸送用機械器具に該当し対象外)。

### (4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②

(質問 4-4) 1号特定技能外国人の業務区分は「溶接」で受け入れています。当事業所で「溶接」をしている他の日本人従業員は、通常「機械加工」にも従事しています。この場合、同じように「機械加工」にも従事させて良いですか。

(回答 4-4) 1号特定技能外国人を「溶接」の業務区分で受け入れ、日本人従業員同様に「機械加工」や「仕上げ」の業務に従事させることは可能です。ただし、新しい技能に従事させる場合には、労働災害を防止するため、日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を実施しなければなりません。

なお、主に従事する業務と併せて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原材料・部品の調達・搬送作業等）に付随的に従事することも差し支えありません。

## **(5) 異動の可否**

**(質問 4-5) 関連会社への異動は可能ですか。**

(回答 4-5) 特定技能外国人と雇用契約を結んでいない関連会社等の他社、他社事業所への異動は認められておりません。

## **5. 請負契約について**

---

### **(1) 請負契約での受入れ**

**(質問 5-1) 構内請負を行っております。特定技能制度の利用は可能でしょうか。**

(回答 5-1) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野において、条件を満たしていれば請負での受入れが可能です。請負会社が素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する（製造品出荷額が発生している）こと、業務区分が該当すること、直接雇用契約を結んでいること、受入れ協議・連絡会の構成員であること、派遣契約ではないことが条件です（\*製造業では派遣契約は認められておりません）。

提出が必要な証明書類は、質問 7-8 をご参照下さい。

## **6. 製造分野特定技能 1 号評価試験について**

---

### **(1) 試験日程**

**(質問 6-1) 試験日程・開催場所は決まっていますか。**

(回答 6-1) 最新の試験日程・開催場所は経済産業省ホームページ、及び、製造業における特定技能外国人材受入れポータルサイト上にて随時情報更新をしています。

経済産業省ホームページ

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html)

ポータルサイト

[https://www.sswm.go.jp/exam\\_f/](https://www.sswm.go.jp/exam_f/)

### **(2) 受験資格**

**(質問 6-2) 特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。**

(回答 6-2) 受験資格者は、令和 2 年 4 月 1 日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満 17 歳以上の外国人（なお、日本上陸時点では 18 歳以上であることが必須）とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。

**(3) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野以外の技能実習修了者の扱い**

**(質問 6-3) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野以外の職種・作業で、技能実習 2 号を良好に修了している場合でも、日本語試験に合格する必要がありますか。**

(回答 6-3) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野以外の職種・作業（宿泊を除く。）で技能実習 2 号を良好に修了している場合、職種・作業の種類にかかわらず、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、日本語試験が免除されます。その場合でも、別途、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の職種・作業で必要とされる相当程度の知識又は経験が必要とする技能を有しているかを確認するための製造分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要となります。

## 7. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

### (1) 入会について（必要有無、入会時期）

**(質問 7-1) 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「受入れ協議・連絡会」という）への入会は必須ですか。また、いつ入会手続きを行うと良いですか。**

(回答 7-1) 受入れ協議・連絡会には、特定技能所属機関（1 号特定技能外国人と雇用契約を結んだ企業）の入会は必須です。入会手続きに際して、確認に一定の期間を要しますので、余裕をもって受入れ協議・連絡会のホームページより手続きを行ってください。  
また、登録支援機関等の関係機関の入会は任意です。

令和 3 年 3 月 1 日より素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野での特定技能外国人材の円滑な受入れのため、入会手続きが一部改正されました。出入国在留管理庁への在留諸申請の前に、受入れ協議・連絡会の構成員になることが必須となっています。

<https://www.sswm.go.jp/entry/login.html>

\*入会手続きの改正についての詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/pdf/20210129.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20210129.pdf)

### (2) 入会手続きの開始から登録までの期間

**(質問 7-2) 入会手続きの開始から登録までどのくらいかかりますか。**

(回答 7-2) 届出順に行われ、通常 2 か月程度の期間をいただいています（現在、届出件数が多く通常よりもお時間をいただいているケースがございます。）入会となりましたら、受入れ協議・連絡会のホームページ上の名簿への掲載をもって入会のご連絡とさせていただきますので、ホームページをご確認ください。なお、届出に不備があった場合には、個別にメール等で連絡いたします。

### (3) 受入れ協議・連絡会入会の単位

**(質問 7-3) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野において、特定技能外国人材を同一法人の複数事業所で受入れを検討していますが、受入れ協議・連絡会へは本社工場のみ入会すれば良**

いでしょうか。

(回答 7-3) 特定技能外国人材を受け入れる事業所ごとに入会する必要があるため、同一法人でも、複数事業所で受け入れる場合は、受け入れる事業所ごとに受入れ協議・連絡会への入会が必要です。同じ敷地内（同住所）であっても、複数の事業所で作業し、出荷実績が確認できる書類がある場合は、関わるすべての事業所にて入会手続きが必要となります。

#### **(4) 入会済みの事業所における追加登録**

(質問 7-4) 既に素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野で対象となる産業分類で受入れ協議・連絡会に入会済みの事業所において、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野で対象となる他の産業分類で1号特定技能外国人を受け入れる（追加で従事させる）場合、再度の届出が必要になるのでしょうか。

(回答 7-4) 再度届出が必要になりますので、受入れ協議・連絡会のホームページ（ポータルサイトのマイページ）より再度手続きを行ってください。

#### **(5) 受入れ協議・連絡会入会にあたっての事前登録等**

(質問 7-5) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野において受入れ協議・連絡会の構成員になる他に、事前に入会・登録等しなければならないものはありますか。

(回答 7-5) ありません。素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野においては経済産業省が設置する受入れ協議・連絡会の入会手続きのみです。

#### **(6) 受入れ協議・連絡会の入会費**

(質問 7-6) 受入れ協議・連絡会の入会費、年会費はかかりますか。

(回答 7-6) 令和4年度は入会費、年会費ともに徴収いたしません。

令和5年度以降については、決まり次第、協議・連絡会や経産省 HP・ポータルサイトにてご連絡いたします。

#### **(7) 受入れ協議・連絡会の開催・出席**

(質問 7-7) 受入れ協議・連絡会の開催場所、頻度はどの程度ですか。出席は必須ですか。

(回答 7-7) 年間4回程度の開催を想定しています。今後の開催時期・場所等については、決まり次第構成員の皆様にお知らせいたします。また、出席は任意です。

\* 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、書面開催（資料を経済産業省 HP 及びポータルサイトに掲載し、構成員の皆様へメールで周知）としております。



## **(8) 「製造品出荷額等が発生している」ことを証明する書類の作成**

**(質問 7-8) 「製造品出荷額等が発生している」ことを証明する書類はどのようなものが認められますか。**

(回答 7-8) 入会手続きの際は、次のような書類等をご準備いただき、添付していただく必要があります。

以下 URL の【証明書類サンプル】をご確認の上、作成をお願いいたします。

[https://www.sswm.go.jp/img/entry/form\\_sample.pdf](https://www.sswm.go.jp/img/entry/form_sample.pdf)

### **○全届出者において、準備が必要な書類（4点セット）**

- ①製造品の画像と説明文
- ②製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明文
- ③製造品を生産するために用いた設備（工作機械、鋳造機、鍛造機、プレス機等）の画像及び説明文
- ④事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（上記①の製造品の納品書、出荷指示書、仕入れ書等）

### **○該当者のみ準備が必要な資料**

- ⑤請負による製造の場合は、『請負契約書の写し』
- ⑥権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、『製造品の画像提出不可の理由書』（様式自由）
- ⑦その他、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から確認の過程で追加提出の指示があったもの（初回届出時は不要）

## **(9) 構成員証の発行について**

**(質問 7-9) 構成員証は発行されますか。**

(回答 7-9) 構成員証は発行されません。在留資格申請の際は、受入れ協議・連絡会に掲載され名簿をご利用下さい。

## **(10) 住所未定の新工場の入会**

**(質問 7-10) 今後新工場を設立し、そこで特定技能外国人材の受入れを希望しています。まだ建屋がなく、稼働していないのですが、受入れ協議・連絡会へ事前に入会手続きは可能ですか。**

(回答 7-10) 分野別運用要領別冊では、特定技能外国人材が業務に従事する事業所において、直近1年間で製造品出荷額等が発生していることを求めています。この規定に則り、稼働していない工場の届出は認められません。新工場が稼働後、事業実態が確認できる状態になり、必要な情報が揃ってからのみ届出を認めます。

## **(11) 同一企業内の別事業所への出荷等の場合**

**(質問 7-11) 事業形態上、同一企業内の別事業所への出荷を行っており、「事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（届出の製造品の納品書、出荷指示書、仕入れ書等）」に関して、金額を示すものが準備できないのですが、入会は可能ですか。**

(回答 7-11) 分野別運用要領別冊の規定（同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのもも製造品出荷と扱う）に基づき、出荷実績が確認できる資料を提出いただければ、形式面では問題ござい

せん。ただし、金額を示せない理由（受入れ予定の事業所は製品の部品のみを製造している製造拠点となっており、100%本社向けの製造となる為、金額等のやり取りが発生していない等）を必ず記載してください。

#### (12) 証明書類の機密保持について①

(質問 7-12) 受入れ協議・連絡会入会時に、製造品出荷額等が発生していることを証明する書類作成のため、機密情報を提供することとなるが、機密保持等の契約書もしくは同等の書面を交わすことができるでしょうか。

(回答 7-12) 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会に関して、届出いただく情報の扱いは、以下のページにて記載している内容を遵守しております。

<https://www.sswm.go.jp/privacypolicy/>

一方、個社企業との個別の機密保持契約等の締結は行っておりません。上記リンクの個人情報の取り扱い方針に準じて、法人情報含め適切に管理いたします。

#### (13) 証明書類の機密保持について②

(質問 7-13) 証明書類作成にあたり、完成品（最終製品）や生産工場内部の画像について、顧客から取り寄せる必要があり相談したところ、権利の関係で外部への持ち出しは不可といわれました。この場合、入会手続きは可能でしょうか。

(回答 7-13) 権利等の関係で、完成品（最終製品）画像、製造設備や工場内部の情報の届出が難しい場合は、証明書類作成テンプレートにて、提出ができない理由書（様式自由）を記載いただく欄を設けておりますので、その欄にて、詳細に説明を記載いただくようお願いいたします。なお、この場合でも、文章での説明（自事業所の製造品が、完成品（最終製品）のどの部分に使用され、どのような機能を果たすのか）は追加していただくようお願いいたします。また、当該契約書がおありでしたら、理由書とともに添付をお願いいたします。

## 8. 特定活動について

---

### (1) 在留資格の変更

(質問 8-1) 「特定技能 1 号」の在留資格に変更を希望していますが、在留期間の満了日までに必要な申請書類を揃えることができないなどの理由で、移行のための準備に時間を要する場合には、「特定技能 1 号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるでしょうか。

(回答 8-1) 「特定技能 1 号」に移行予定の方に関する特例措置については、（出入国在留管理庁 HP）

[http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10\\_00025.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html) をご確認ください。